

広島県告示第九百四十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和七年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
中川西地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町		大字		字		地番	標柱番号
庄原市		川西町				石ヶ坪	紙屋山	屋敷田	石ヶ坪
						先 七〇二番一地	五五九四番	六六七番二	六六八番
						標柱一号	標柱二号、三号、四号及び五号	標柱八号	標柱九号
								標柱十号	標柱十一号
								標柱十二号	標柱十三号